

グループホームよかよかん 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社CARE&SONSが開設するグループホームよかよかん（以下「事業所」という。）が行う認知症対応型共同生活介護＜予防を含む＞事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理規程に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護従業者が、要介護者であつて認知症の状態にあるものに対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者はその利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 グループホーム よかよかん
所在地 薩摩郡さつま町虎居1553番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

グループホーム よかよかん

○管理者 1名（常勤兼務）

管理者は事業所の運営管理及び統括を行う。

○計画作成担当者 2名（常勤兼務）

計画作成担当者は利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。

○介護従業者 12名以上（常勤兼務2名以上 常勤専従10名以上）

介護従業者はその利用者に対し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護並びに機能訓練を行う。

○事務職員 若干名

事業所の経理の事務等を行う。

(利用定員)

第5条 当該事業所の利用定員は18名とする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合、この限りでない。

(事業の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であつて認知症の状態にあるもの（当該認

知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。) について共同生活住居において日常的な介護，機能訓練等を行うものとする。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第7条 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては，地域における活動への参加の機会の提供により，利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。

- 2 計画作成担当者は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，他の介護従業者と協議の上，援助の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- 3 計画作成担当者は，認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得るものとする。
- 4 計画作成担当者は，認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には，当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付するものとする。
- 5 計画作成担当者は，認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても，他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより，認知症対応型共同生活介護の実施状況の把握を行い，必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第8条 指定認知症対応型共同生活事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は，その事業の運営に当たっては，提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(記録の整備)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護従業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護従業者は，利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 一 認知症対応型共同生活介護計画
 - 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 市町村への通知に係る記録
 - 五 苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
 - 七 運営推進会議議事録

八 報酬に係る記録

(苦情処理)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村及び国民健康保険団体連合会の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村及び国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に提供する指定認知症対応型共同生活介護事業により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業の利用料等)

第12条 認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の日額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する介護を提供した場合は、利用者負担割合証記載の利用者負担割合の額とする。

2 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から別途徴収するものとする。

(1) 家賃（光熱水費込み）日額 800円

(2) 食費 日額 1,600円（朝400円 昼600円 夕600円）

(3) 管理費 日額 700円

(4) 光熱費 日額 400円

(5) おむつ代 実費相当額

(6) その他（日常生活上必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当とみとめられるもの） 実費相当額

3 事業所は前項の費用の額に係るサービス提供に当っては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第13条 利用者が入居に当たっての留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ること。
- (2) サービスの提供を受けようとする利用者は、他の利用者に対し、迷惑をかけるような場合は従業者の指示に従うこと。
- (3) その他入所者としてふさわしくない行為

(緊急時の体制)

第14条 介護従業者は利用者の病状の急変、その他緊急事態があった場合は、速やかに関係機関と連携をとり必要な措置を講じ、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 株式会社CARE & SONS防災管理規定に基づき、対処するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は介護従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年4回
- 2 介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従業者との雇用契約の際に締結する。
 - 4 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社CARE & SONSと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(会議)

第17条 事業所は利用者の求める充実した生活と地域に開かれた事業所の運営を実現するために運営推進会議を開催するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する項目)

第18条 事業所は、利用者の人権の保障、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、指定日から施行する。

この規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。